

軽井沢町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正後	改正前
○軽井沢町地域公共交通会議設置要綱 平成19年1月26日告示第2号	○軽井沢町地域公共交通会議設置要綱 平成19年1月26日告示第2号
第1条 略 (協議事項)	第1条 略 (協議事項)
第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。	第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 に関する事項	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様 <u>並びに運賃及び料金</u> に関する事項
(2)から(4)まで 略 (組織)	(2)から(4)まで 略 (組織)
第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)及び(2) 略 (3) 町の区域に關係する一般旅客自動車運送事業者（道路運送法 <u>昭和26年法律第183号</u> 第9条第7項第3号）に規定する一般旅客自動車運送事 業者をいう。第9号において同じ。）の組織する団体	第3条 交通会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 及び(2) 略 (3) 町の区域に關係する一般旅客自動車運送事業者（道路運送法 <u>第9条第6項第3号</u> ）に規定する一般旅客自動車運送事 業者をいう。第9号において同じ。）の組織する団体
(4)から(10)まで 略 第4条及び第6条 略 <u>(運賃等の協議会)</u>	(4)から(10)まで 略 第4条及び第6条 略
<u>第7条 交通会議に、道路運送法第9条第4項に規定する協議会を置くこと</u> ができる。 (庶務)	<u>第7条 略</u> (庶務)
<u>第8条 略</u> (委任)	<u>第8条 略</u> (委任)
<u>第9条 略</u> 附則 略	附則 略